



令和 7 年 10 月 23 日

三重産業保健総合支援センター 御中

三重労働局労働基準部監督課
三重労働局雇用環境・均等室

過労死等防止及び「しわ寄せ」防止に係る取組について（協力依頼）

平素より、労働基準行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、過労死等防止対策推進法第 5 条（平成 26 年法律第 100 号）第 5 条では、毎年 11 月を「過労死等防止啓発月間」と、「大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のための総合対策」では、同じく毎年 11 月を「「しわ寄せ」防止キャンペーン月間」と位置付け、集中的・効果的な周知・啓発の取組を行うこととしています。

「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和 6 年 8 月 2 日閣議決定）では、国民一人ひとりが自身にも関わることで過労死等に対する理解を深めるとともに、それを防止することの重要性に対する関心と理解を深めるよう、国、地方公共団体、民間団体が協力・連携しつつ、広く継続的に広報・啓発活動に取り組んでいくことが必要とされております。

また、一方で大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、取引先中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更、人員派遣の要請及び附帯作業の要請などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

このようなことから、三重労働局としては、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組を推進し、また、「しわ寄せ」防止に向けた施策を推進するため、昨年に引き続き、「過重労働解消キャンペーン」及び「「しわ寄せ」防止キャンペーン」を実施するとともに、11 月 18 日に「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催し、過労死等防止に係る集中的な周知・啓発を図ってまいります。

つきましては、これら取組の趣旨をご理解いただき、シンポジウムの周知、同封のポスターの掲示、リーフレットの配布等、過労死等防止及び過重労働解消、「しわ寄せ」防止に向けた取組、広報誌への掲載等により、周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

過労死等防止対策推進シンポジウム専用ホームページ <https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>
「しわ寄せ」防止特設サイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

【担当 三重労働局労働基準部監督課 監督係 竹市（電話 059-226-2106）】
【同 三重労働局雇用環境・均等室 指導係長 佐藤（電話 059-226-2318）】